・鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚38mm以上の鋼板を突合せによる現場溶接をした工事
・自動車専用道路又は流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
・鋼連続箱桁の工場製作
・送出し架設工法により架設した最大支間長35m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
・鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接をした工事
・自動車専用道路又は流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事

⑸ 次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

① 専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間（平成24年１月から平成27年１月までを予定）とする。なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・架設工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。
・溶接工に係る工事の経験を有する技術者は溶接工工事が稼動(準備工は含まない)している期間。
・交通規制内工事に係る工事の経験を有する技術者は交通規制内工事が稼動している期間。

② 現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一工事で施工実績を有する必要はない（各工種の経験者を複数名配置しても良い）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
工場製作
・鋼連続箱桁の工場製作
架設工
・送出し架設工法により架設した最大支間長35m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
溶接工
・鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接をした工事
交通規制内工事
・自動車専用道路又は流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事

③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 次の掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の履行にあたり配置できること。

① 設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
㈠ 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
㈡ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

② 照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。
㈠ 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
㈡ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

④ 各構成員の出資比率は２社で構成される場合は30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾ 施工計画の内容が著しく不適当でない者、及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者、提案書が所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えていない者、提案項目数が所定の項目数を超えていない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規定第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を「契約目安価格」に読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約制限価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵ 技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。